

## 議案第62号

### 飯能市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

#### （趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （用語の意義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

#### （開示決定等の期限）

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

#### （開示決定等の期限の特例）

第4条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定により、保有個人情報の写し等の交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内に行わなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第7条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内に行わなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第9条 市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。

この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(飯能市情報公開及び個人情報保護審査会への諮問)

第10条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、飯能市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(飯能市個人情報保護条例の廃止)

第2条 飯能市個人情報保護条例（平成11年条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項に規定する職務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）又は旧条例第12条第3項に規定する処理に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において

旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託等を受けた業務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う業務を含む。）に従事していた者

2 この条例の施行の前日に旧条例第13条第1項若しくは第2項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による請求があった場合における旧条例に規定する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の前日に旧条例第22条第1項の規定による苦情又は相談の申出を受けた場合における当該申出の処理については、なお従前の例による。この場合において、同条第2項中「審議会」とあるのは、「飯能市情報公開及び個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（旧公文書に記録されているものに限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（飯能市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第4条 飯能市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第2条 飯能市情報公開条例（平成11年条例第1号）第10条第1項に規定する開示決定等又は同条例第4条第1項に規定する開示請求に係る不作為に係る審査請求については、法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（飯能市行政不服審査法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 この条例の施行前にされた旧条例第14条第2項において準用する飯能市情報公開条例（平成11年条例第1号）第10条第1項に規定する開示決定等、旧条例第17条第1項に規定する訂正決定等又は旧条例第13条第1項に規定する開示請求若しくは旧条例第17条第1項に規定する訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求については、なお従前の例による。

（飯能市農林産物加工直売所条例の一部改正）

第6条 飯能市農林産物加工直売所条例（平成16年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第22条を削り、第23条を第22条とする。

令和4年11月25日提出

飯能市長 新井重治

飯能市行政不服審査法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</u></p> <p>第2条 飯能市情報公開条例(平成11年条例第1号)第10条第1項に規定する開示決定等又は同条例第4条第1項に規定する開示請求に係る不作為に係る審査請求については、<u>法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p>	<p><u>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</u></p> <p>第2条 次に掲げる審査請求については、<u>法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>飯能市情報公開条例(平成11年条例第1号)第10条第1項に規定する開示決定等又は同条例第4条第1項に規定する開示請求に係る不作為に係る審査請求</u></p> <p>(2) <u>飯能市個人情報保護条例(平成11年条例第2号)第14条第2項において準用する飯能市情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等、飯能市個人情報保護条例第17条第1項に規定する訂正決定等又は同条例第13条第1項に規定する開示請求若しくは同条例第17条第1項に規定する訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求</u></p>

飯能市農林産物加工直売所条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(委任) 第22条 省略</p>	<p><u>(個人情報の保護)</u>  <u>第22条 指定管理者は、加工直売所の管理に当たって、飯能市個人情報保護条例(平成11年条例第2号)の例により、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</u>  <u>2 加工直売所の管理業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、その業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。従事者の職を退いた後も、同様とする。</u>  (委任)  第23条 省略</p>

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年四月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第七十六号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令  
内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第二十七号）  
附則第一条第六号及び第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は令和四年十月一日とし、同条第七号に掲げる規定のうち、同法第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く）、第十条、第十八条（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二百二十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分に限る。）、第二十二条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（「条例を含む」）を削る部分に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定の施行期日は令和五年四月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

法務大臣 古川 楨久

厚生労働大臣 後藤 茂之

国土交通大臣 斉藤 鉄夫



第九條 第五十一條の規定の施行に伴う経過措置  
 第九條 第五十一條施行日前に特定地方独立行政法人等（第五十一條改正後個人情報保護法第五十八條第一項第二号に掲げる者又は同條第二項の規定により第五十一條改正後個人情報保護法第六條第二項に規定する個人情報取扱事業者、同條第五項に規定する仮加工情報取扱事業者若しくは同條第七項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第五十一條改正後個人情報保護法第五十八條第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一條改正後個人情報保護法第十七條第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一條施行日において第五十一條改正後個人情報保護法第十八條第一項又は第二項の同意があつたものとみなす。

第十條 第五十一條施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一條改正後個人情報保護法第三十一條第一項第一号の規定による個人情報取扱事業者の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一條施行日において同項の同意があつたものとみなす。

第十一條 第五十一條改正後個人情報保護法第三十一條第二項において読み替えて準用する第五十一條改正後個人情報保護法第二十八條第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一條施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

第十二條 第五十一條施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一條改正後個人情報保護法第三十一條第一項第一号の規定による個人情報取扱事業者の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一條施行日において同項の同意があつたものとみなす。

第十三條 第五十一條改正後個人情報保護法第二十八條第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一條施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

第十四條 第五十一條改正後個人情報保護法第二十八條第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一條施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

第十五條 第五十一條施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一條改正後個人情報保護法第二十八條第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一條施行日において同項の同意があつたものとみなす。

第十六條 第五十一條改正後個人情報保護法第二十八條第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一條施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

第十七條 第五十一條改正後個人情報保護法第二十八條第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一條施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

第十八條 第五十一條施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一條改正後個人情報保護法第二十八條第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一條施行日において同項の同意があつたものとみなす。

第十九條 第五十一條改正後個人情報保護法第二十八條第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一條施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

第二十條 第五十一條改正後個人情報保護法第二十八條第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一條施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

第二十一條 第五十一條施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一條改正後個人情報保護法第三十一條第一項第一号の規定による個人情報取扱事業者の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一條施行日において同項の同意があつたものとみなす。

第二十二條 第五十一條改正後個人情報保護法第三十一條第二項において読み替えて準用する第五十一條改正後個人情報保護法第二十八條第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一條施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

第二十三條 第五十一條施行日前に第五十一條改正後個人情報保護法第二條第二号又は第四号に掲げる者（第五十一條改正後個人情報保護法第五十八條第二項の規定により第五十一條改正後個人情報保護法第五十八條第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一條改正後個人情報保護法第六

十一條第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一條施行日において第五十一條改正後個人情報保護法第六十九條第二項第一号の同意があつたものとみなす。

第十二條 第五十一條施行日前に第五十一條改正後個人情報保護法第二條第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一條改正後個人情報保護法第七十一條第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一條施行日において同項の同意があつたものとみなす。

第十三條 第五十一條改正後個人情報保護法第七十一條第二項の規定は、第五十一條改正後個人情報保護法第二條第二号又は第四号に掲げる者が第五十一條施行日以後に第五十一條改正後個人情報保護法第七十一條第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

第十四條 第五十一條改正後個人情報保護法第七十一條第三項の規定は、第五十一條改正後個人情報保護法第二條第二号又は第四号に掲げる者が第五十一條施行日以後に保有個人情報を第五十一條改正後個人情報保護法第七十一條第三項に掲げる者が第五十一條施行日以後に保有個人情報を第五十一條改正後個人情報保護法第七十一條第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

第十五條 第五十一條と条例との関係  
 第十五條 地方公共団体の条例の規定で、第五十一條改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一條の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

第十六條 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第十七條 第五十五條の規定の施行に伴う経過措置  
 第十七條 地方公共団体情報システム機構の施行日以後最初の事業年度の第五十五條の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八條の十に規定する年度計画については、同条中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

第十八條 第五十七條の規定の施行に伴う経過措置  
 第十八條 この法律の施行の際現に第五十七條の規定による改正前の地方公共団体情報システム機構法（以下この条において「旧機構法」という。）第八條第二項第二号に掲げる委員である者は、施行日に、第五十七條の規定による改正後の地方公共団体情報システム機構法（次項において「新機構法」という。）第八條第二項第三号に掲げる委員として選定されたものとみなす。この場合において、その選定されたものとみなされる者の任期は、同條第四項の規定にかかわらず、施行日における旧機構法第八條第二項第二号に掲げる委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第十九條 この法律の施行の際現に旧機構法第十三條第一項の規定により任命された理事長又は監事である者は、その法律の施行の際現に新機構法第十三條第一項の規定により任命された理事長又は監事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新機構法第十四條第一項の規定にかかわらず、施行日における旧機構法第十三條第一項の規定により任命された理事長又は監事としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第二十條 第五十八條の規定の施行に伴う経過措置  
 第二十條 第五十八條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第四項の規定は、第五十八條の規定の施行の日以後にされる同條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがある借地借家の設定を目的とする契約について適用する。

第二十一條 第五十八條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第四項の規定は、第五十八條の規定の施行の日以後にされる同條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがある借地借家の設定を目的とする契約について適用する。

第二十二條 第五十八條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第四項の規定は、第五十八條の規定の施行の日以後にされる同條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがある借地借家の設定を目的とする契約について適用する。

第二十三條 第五十八條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第四項の規定は、第五十八條の規定の施行の日以後にされる同條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがある借地借家の設定を目的とする契約について適用する。

第二十四條 第五十八條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第四項の規定は、第五十八條の規定の施行の日以後にされる同條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがある借地借家の設定を目的とする契約について適用する。

第二十五條 第五十八條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第四項の規定は、第五十八條の規定の施行の日以後にされる同條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがある借地借家の設定を目的とする契約について適用する。

第二十六條 第五十八條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第四項の規定は、第五十八條の規定の施行の日以後にされる同條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがある借地借家の設定を目的とする契約について適用する。

第二十七條 第五十八條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第四項の規定は、第五十八條の規定の施行の日以後にされる同條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがある借地借家の設定を目的とする契約について適用する。

第二十八條 第五十八條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第四項の規定は、第五十八條の規定の施行の日以後にされる同條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがある借地借家の設定を目的とする契約について適用する。

第二十九條 第五十八條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第四項の規定は、第五十八條の規定の施行の日以後にされる同條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがある借地借家の設定を目的とする契約について適用する。

第三十條 第五十八條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第四項の規定は、第五十八條の規定の施行の日以後にされる同條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがある借地借家の設定を目的とする契約について適用する。

第三十一條 第五十八條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第四項の規定は、第五十八條の規定の施行の日以後にされる同條の規定による改正後の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがある借地借家の設定を目的とする契約について適用する。

(第三十五条の規定の施行に伴う経過措置)  
第五條 第三十五条の規定による改正後の借地借家法(以下この条において「新借地借家法」という。)

第二十二條第二項の規定は、第三十五条の規定の施行の日以後にされる新借地借家法第二十二條第一項前段の特約について適用する。

2 新借地借家法第三十八條第二項の規定は、第三十五条の規定の施行の日以後にされる新借地借家法第三十八條第一項の規定による建物の賃貸借の契約について適用する。

3 新借地借家法第三十九條第三項の規定は、第三十五条の規定の施行の日以後にされる新借地借家法第三十九條第一項の特約について適用する。

(第四十四条の規定の施行に伴う経過措置)  
第六條 第四十四条の規定による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下この条において「高齢者居住法」という。)

第五十二條第二項の規定は、第四十四条の規定の施行の日以後にされる新高齢者居住法第五十二條第一項の規定による建物の賃貸借の契約について適用する。

2 新高齢者居住法第五十四條及び第五十七條の規定は、第四十四条の規定の施行の日以後にされる建物の賃貸借について適用し、同日前にされた建物の賃貸借については、なお従前の例による。

(第五十条の規定の施行に伴う経過措置)  
第七條 第五十条の規定の施行の日(以下この条において「第五十条施行日」という。)前に別表第二

法人等(第五十条改正後個人情報保護法別表第二に掲げる法人、第五十条改正後個人情報保護法第五十八條第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第五十八條第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人情報取扱事業者)とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下この条において同じ。)

2 新個人情報保護法第十七條第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第十八條第一項又は第二項の同意があつたものとみなす。

2 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十七條第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

3 第五十条改正後個人情報保護法第二十七條第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等は、第五十条施行日においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

4 第五十条改正後個人情報保護法第二十七條第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十条施行日前に、別表第二法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十条施行日以後は、同項の規定による通知とみなす。

5 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十八條第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

6 第五十条改正後個人情報保護法第二十八條第二項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第二十八條第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

7 第五十条改正後個人情報保護法第二十八條第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

8 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第三十一條第一項第一号の規定による個人情報取扱いの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

9 第五十条改正後個人情報保護法第三十一條第二項において読み替えて準用する第五十条改正後個人情報保護法第二十八條第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人情報取扱いの第三者への提供を認めた場合について適用する。

10 第五十条施行日前に第五十条改正後個人情報保護法第二十二條第十一項に規定する行政機関等(第五十条改正後個人情報保護法第五十八條第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六條第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を除く。以下この条において「行政機関等」という。)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第六十一條第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第六十九條第二項第一号の同意があつたものとみなす。

11 第五十条施行日前に行政機関等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第七十一條第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

12 第五十条改正後個人情報保護法第七十一條第二項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第七十一條第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

13 第五十条改正後個人情報保護法第七十一條第三項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に保有個人情報と同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

14 第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第二十二條第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十條第二項に規定する個人情報ファイルについては、第五十条改正後個人情報保護法第七十四條第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)第五十条の規定の施行後遡及なく」とする。

(第五十一条の規定の施行に伴う準備行為)  
第八條 國は、第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この条、次条及び附則第十條第一項において「第五十一条改正後個人情報保護法」という。)の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めるとその他の方法により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第五十一条改正後個人情報保護法の施行のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的助言又は勧告をするものとする。

2 第五十一条改正後個人情報保護法第六十七條第一項の規定による届出は、第五十一条の規定の施行の日(次条において「第五十一条施行日」という。)前においても行うことができる。

(公認心理師法の一部改正)  
第六十一条 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。  
2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項を公認心理師登録簿に登録するとともに、当該届出をした公認心理師に対し、登録の変更を証する書類を交付するものとする。  
第三十一条に次の一項を加える。

3 前項の規定による交付は、第一項の規定による届出が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二條第一項に規定する利用若しは電子証明書の送信の方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。  
第三十五条の見出し中「変更登録等」を「登録証の書換交付等」に改め、同条中「記載事項の変更を受けようとする者及び登録証」を「書換交付又は」に改める。

第三十七條第一項中、「第三十三條及び」を「及び第二項、第三十三條並びに」に、「第三十三條中」を「第二項並びに第三十三條中」に改め、同条第二項中「が登録」を「が登録(変更の登録を含む)」に、「公認心理師の登録」を「当該登録」に改める。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七條(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五條、第四十七條及び第五十五條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同法の二十七の項の改正規定を除く。))並びに附則第八條第一項、第五十九條から第六十三條まで、第六十七條及び第七十一條から第七十三條までの規定 公布の日  
二 附則第十八條(戸籍法第百二十九條の改正規定を除く。)、及び第五十三條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五條の第二項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二條の三の改正規定に限る。)、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))のいずれか遅い日

三 附則第七條第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日  
四 第十七條、第三十五條、第四十四條、第五十條及び第五十八條並びに次条、附則第三條、第五條、第六條、第七條(第三項を除く。)、第十三條、第十四條、第十八條(戸籍法第百二十九條の改正規定(戸籍の「の下に」「正本及び」を加える部分を除く。))に限る。)、第十九條から第二十一条まで、第二十三條、第二十四條、第二十七條、第二十九條(住民基本台帳法第三十條の十五第三項の改正規定を除く。)、第三十條、第三十一條、第三十三條から第三十五條まで、第四十條、第四十二條、第四十四條から第四十六條まで、第四十八條、第五十條から第五十二條まで、第五十三條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五條の第二項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二條の三の改正規定を除く。)、第五十五條(「が登録」を「が登録(変更の登録を含む)」を削る部分に限る。)、第五十六條、第五十八條、第六十四條、第六十五條、第六十八條及び第六十九條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五 附則第三十七條の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日

六 附則第八條第二項及び第九條第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二十七條(住民基本台帳法第二十四條の二の改正規定及び同法第三十條の十五第三項の改正規定に限る。)、第四十八條(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一條の二を同法第七十一條の三とし、同法第七十一條の次に一條を加える改正規定を除く。)、第四十九條及び第五十一條並びに附則第九條(第三項を除く。)、第十條、第十五條、第十八條(戸籍法第百二十九條の改正規定(戸籍の「の下に」「正本及び」を加える部分に限る。))に限る。)、第二十二條、第二十五條、第二十六條、第二十八條、第二十九條(住民基本台帳法第三十條の十五第三項の改正規定に限る。)、第三十九條、第四十三條、第四十七條、第四十九條、第五十四條、第五十五條(「が登録」を「が登録(変更の登録を含む)」を削る部分に限る。))に限る。)、第五十七條、第六十六條及び第七十條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

八 第五十五條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七の項の改正規定に限る。))の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日

九 附則第十七條及び第四十一條の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一條第十号に掲げる規定の施行の日

十 第二十八條、第三十四條、第三十六條、第四十條、第五十六條及び第六十一條の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

(行政機関の保有する個人情報に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止)  
第二条 次に掲げる法律は、廃止する。  
一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)  
二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)  
(行政機関の保有する個人情報に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る前条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧行政機関個人情報保護法」という。))第七條若しくは第四十四條の十六又は前条第二号の規定による廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。))第八條若しくは第四十四條の十六の規定によるその業務に関して知り得た旧行政機関個人情報保護法第二條第二項に規定する個人情報(以下この条において「旧行政機関個人情報」という。))若しくは旧行政機関個人情報保護法第四十四條の十五第一項に規定する行政機関非識別加工情報等(以下この条において「旧行政機関非識別加工情報等」という。))又は旧独立行政法人等個人情報保護法第二條第二項に規定する個人情報(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報」という。))若しくは旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四條の十五第一項に規定する独立行政法人等非識別加工情報等(以下この条において「旧独立行政法人等非識別加工情報等」という。))の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧行政機関個人情報保護法第二條第一項に規定する行政機関(以下この条において「旧行政機関」という。))の職員である者又は前条の規定の施行前において旧行政機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
第八十一条第三項において準用する第七十四条	第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁

附則第七条を次のように改める。

(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第一百十条及び第一百一十一条の規定の適用については、当分の間、第一百十条中「行政機関の長等は」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて」と、第一百一十一条中「ものとする」とあるのは「ことが出来る」とする。

別表第二中「第六十六条、第二百三十三条」を削る。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第五十二条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二百五十七条第一項、第六十六条第二項、第二百二十九条第一項、第二百三十条第一項、第二百七十五条第一項及び第二百七十六条第一項中、「政令で定めるところにより」を削る。

(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正)

第五十三条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。

3 金融機関は、第一項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、申請人の承諾を得て、当該書面に記載すべき内容を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。次項及び第三十四条において同じ。)により提供することができる。この場合において、当該金融機関は、当該書面を送付したものとみなす。

4 第一項の規定にかかわらず、前項前段の場合において、申請人が現に利用する電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。)が知れないときその他同項の規定により第一項の書面に記載すべき内容を電磁的方法により提供することができないときとして主務省令で定めるときは、金融機関において当該書面に記載すべき内容を書面に出だし、これを保管し、かつ、第二項に規定する措置をとることをもつて第一項の規定による送付に代えることができる。

第三十四条中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。」を削る。

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)  
第五十四条 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第八号中「第三十二条の十第三項」を「第三十二条の十第四項」に改める。

第二十二条第一項第五号中「第三十二条の十第四項」を「第三十二条の十第五項」に改める。

第二十五条第三項中「交付」の下に「(同条第三項の規定により書面を交付したものとみなされた場合を含む。)」を加える。

第三十二条の九中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の申込みをする者は、前項の規定による書面の添付に代えて、政令で定めるところにより、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。次条第三項及び第六十一条第三項において同じ。)により提供することができる。この場合において、当該申込みは、当該書面を添付して行われたものとみなす。

第三十二条の十第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の申込みをする者は、前項の規定による書面の添付に代えて、政令で定めるところにより、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みは、当該書面を添付して行われたものとみなす。

第六十一条に次の一項を加える。

3 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、中小企業者及び機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関は、当該書面を交付したものとみなす。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第五十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」の一部を次のように改正する。  
第十九条第七号「第十八条」を「第十六条の二」に、「機構処理事務」を「機構処理事務等」に、「第三十八号」を「第三十八号の七」に、「第三十八号の十三」に改める。

第二条第十四項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第九号」を「同条第九号」に、「又は第八号」を「又は第九号」に改める。

第九条第五項中「第十九条第十二号から第十六号まで」を「第十九条第十三号から第十七号まで」に改める。

第十四条第二項中「第十九条第四号」を「第十九条第五号」に改める。

第三章中第十七条の前に次の一条を加える。

(個人番号カードの発行等)  
第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記載されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。

第十七条第一項中「その者の」を「前条第一項の」に、「前条の」を「その者が本人であることを確認するための措置として」に改め、同条第四項中「第七項」の下に「並びに第十八条の二第三項」を加える。

第三章中第十八条の次に次の一条を加える。

(個人番号カードの発行に関する手数料)

第十八条の二 機構は、第十六条の二第二項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に關し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

第百八条中「第百八条各号」を「第百十条各号」に改め、同条第一号及び第二号中「第百十条第一項」を「第百十二条第一項」に改め、同条を第百十条とし、第百七条を第百九条とする。

第百六条第二項中「政令」の下に「(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例)」を加え、第五章第四節第四款中同条を第百七条とし、同款の次に次の一款を加える。

第五款 条例との関係

第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第百五条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の機関等における審理員による審査手續に関する規定の適用除外等)

第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九條第一項から第三項まで、第十七條、第四十條、第四十二條、第二章第四節及び第五十條第二項の規定は、適用しない。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九條第四項	前項に規定する場合において、審査庁	第四條又は個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百七條第二項の規定に基づき、条例の規定により審査請求がされた行政庁(第十四條の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)
	前項において読み替えて適用する第三十一條第一項	同法第六六條第二項において読み替えて適用する第三十一條第一項
第十一條第二項	前項において読み替えて適用する第三十四條	同法第六六條第二項において読み替えて適用する第三十四條
	前項において読み替えて適用する第三十六條	同法第六六條第二項において読み替えて適用する第三十六條
第十三條第一項及び第二項、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十七條、第三十八條、第三十九條及び第四十一條	審理員	審査庁

第二十五條第七項	執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあつたとき
第二十九條第一項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたとき、第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第二十九條第二項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては
第二十九條第五項	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第三十條第三項	審理員は	審査庁は、第二項の規定により提出があつたとき、又は弁明書を作成したとき
第三十一條第二項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等(処分庁等は、審査請求人)
第四十一條第三項	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等(処分庁等は、審査請求人)
第四十四條	審理員が	審理員(処分庁等)が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人(以下この節及び第五十條第一項第三号において同じ。)
	最終した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録(審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十二條第二項において同じ。)を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする	最終した旨を通知するものとする
	行政不服審査会等	機関
	受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合、同項第二号又は第三号に該当する意見書が提出されたときは、審理員第二号又は第三号に該当する場合同項第二号又は第三号に規定する趣を述べたとき)	受けたとき



3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。  
 第六百六十一条中「第五十八條」を「第六十一條」に、「第五十九條」を「第六十二條」に改め、第六百六十二条を第六十三條とし、第六百六十條を第六十三條とし、第六百五十九條を第六百六十二条とする。

第六百五十八條第一項中「第四十三條第一項」を「第四十六條第一項」に、「第四十五條第一項」を「第四十八條第一項」に、「第五十條」を「第五十三條」に、「第五十一條」を「第五十四條」に、「第五十二條第一項」を「第五十五條第一項」に改め、同条第二項中「第四十五條第二項」を「第四十八條第二項」に、「第五十一條」を「第五十四條」に、「第五十二條第一項」を「第五十五條第一項」に改め、同条を第六十一條とする。

第六百五十七條中「第四十六條第一項」を「第四十九條第一項」に改め、第六百五十六條中同条を第六十條とし、第六百五十九條を第六十條とし、第六百五十三條から第六百五十五條までを三條ずつ繰り下げ、同節第二款中第六百五十二條を第六百五十五條とし、第六百五十一條を第六百五十四條とし、第六百五十條を第六百五十三條とし、同節第一款中第六百四十九條を第六百五十二條とし、第六百四十八條を第六百五十一條とする。

第六百四十七條第一項中「第四十五條第一項」を「第四十八條第一項」に、「第四十三條第一項」を「第四十六條第一項」に、「第四十九條」を「第五十二條」に、「第六十二條」に、「第六十條並びに第六十一條」を「第六十三條並びに第六十四條」に改め、同条を第六十條とし、第六百四十六條を第六百四十九條とし、第六百四十五條を第六百四十八條とし、第六百四十四條を第六百四十七條とする。

第六百四十三條第一項中「第四十八條」を「第五十一條」に改め、同条を第六十四條とし、第六百四十二條を第六百四十五條とし、第六百三十七條から第六百四十一條までを三條ずつ繰り下げる。

第六百三十六條第四項中「第三十三條第四号」を「第三十六條第四号」に改め、同条を第六百三十九條とし、第六百三十五條を第六百三十八條とし、第六百三十二條から第六百三十四條までを三條ずつ繰り下げる。

第六百三十一條第四項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、同条を第六百三十四條とし、第六百三十條を第六百三十三條とし、第六百二十七條から第六百二十九條までを三條ずつ繰り下げ、第六百二十六條を第六百二十八條とし、第五百九十六條中同条の次に次の一條を加える。

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第六百二十九條 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報に適切な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

第六百二十五條中「第一百十條第一項」を「第一百十二條第一項」に、「第一百十六條第一項」を「第一百十八條第一項」に改め、同条を第六百二十七條とし、第六百二十四條を第六百二十六條とする。

第六百二十三條第一項中「独立行政法人労働者健康安全管理機構が行う病院の運営の」を「第五十八條第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める」に、「第三号及び第四号(同項第三号)を「第四号及び第五号(同項第四号)に、「第二十五條」を「第二十七條」に、「第七十一條及び第七十五條」を「第七十六條及び第七十八條」に、「第六十六條第二項第三号及び第四号(同項第三号)を「第六十六條第二項第四号及び第五号(同項第四号)に、「第六十七條」を「第六十八條」に改め、同条第二項中「別表第二に掲げる法人」を「第五十八條第一項各号に掲げる者」に、「独立行政法人等による個人情報又は匿名加工情報の取扱い」とを「同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれ」に、「第六二十五條」を「第六十七條」に、「第七十一條、第七十五條及び第七十六條」を「第七十六條、第八十條及び第

百八十一條」に改め、同条第三項中「別表第二に掲げる法人及び独立行政法人労働者健康安全管理機構(病院の運営の)」を「第五十八條第一項各号及び第二項各号に掲げる者(同項各号に定める)」に改め、同条を第六二十五條とする。

第六百二十二條第二項中「又は独立行政法人等情報公開法第五条」を「独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例」に改め、同条を第六二十四條とし、第五章第五節中第六百二十一條を第六百二十三條とし、第六百二十條を第六百二十二條とする。

第六百十九條第二項中「第七條第四項」を「第九條第四項」に、「第十四條第一項」を「第十六條第一項」に改め、同条を第六十一條とする。

第六百十八條中「第十三條」を「第十五條」に改め、同条第二号中「第十一號各号」を「第十三號各号」に、「第十六條第二項」を「第十八條第二項」に改め、同条を第六十條とする。

第六百十七條第一項及び第二項中「第十三條」を「第十五條」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「第十三條」を「第十五條」に改め、「含む」の下に「第八項及び」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第六百十五條の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第二項において準用する第六百十五條の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

8 第六百十五條の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第六百十七條を第六百十九條とする。

第六百十六條第一項中「第十三條」を「第十五條」に改め、同条第二項中「第一百十條第二項及び」を「第一百十二條第二項及び」に、「第十一條から第十三條まで」を「第十三條から第十五條まで」に、「第一百十條第二項中」を「第一百十二條第二項中」に、「第十四條第一項」を「第十六條第一項」に、「第六十六條第一項」に、「第六十二條第一項」を「第六十四條第一項」に改め、同条を第六十八條とする。

第六百十五條中「第八條」を「第十條」に改め、同条を第六十七條とし、第六百十四條を第六十六條とし、第六百十三條を第六十五條とする。

第六百十二條第一項中「第十條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同項第一号中「第十二條第二項第一号」を「第十四條第二項第一号」に改め、同項第二号中「第十二條第二項第三号」を「第十四條第二項第五号」に、「第十四條第一項」を「第十六條第一項」に改め、同項第四号中「第十二條第二項第五号」を「第十四條第二項第五号」に改め、同項第六号中「第十二條第二項第五号」を「第十四條第二項第五号」に改め、同条第二項及び第三項中「第十二條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同条を第六十四條とする。

第六百十一條第五号中「第十八條」を「第二十條」に改め、同条を第六十三條とする。

第六百十條第二項第四号中「第十四條第一項」を「第十六條第一項」に改め、同条を第六十二條とし、第六百九條を第六十一條とする。

4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第七十六條第二項中「第百二十五條」を「第百二十七條」に改める。

第七十八條第五号中「行政機関の長が開示決定等」を「行政機関の長又は地方公共団体の機関に限る。」が「開示決定等」に、「行政機関の長が認める」を「行政機関の長又は地方公共団体の機関が認める」に改め、同条第七号イ中「独立行政法人等」の下に、「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人」を加え、同号ロ中「独立行政法人等」の下に、「地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人」を加える。

第七十八條に次の一項を加える。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているものうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの」とする。

第七十九條第二項中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改める。

第八十六條第一項中「第百六条第一項」を「第百七条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第七十八條第二号口又は同条第三号ただし書」を「第七十八條第一項第二号口又は同項第三号ただし書」に改める。

第八十九條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

第八十九條に次の三項を加える。

7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参照して、地方独立行政法人が定める。

9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第九十條第一項ただし書中「法律又はこれに基づく命令」を「法令」に改め、同条第二項中「第百二十五條」を「第百二十七條」に改める。

第九十八條第一項ただし書中「法律又はこれに基づく命令」を「法令」に改め、同条第二項中「第百二十五條」を「第百二十七條」に改める。

第九十九條第一項中「行政機関の長等」の下に（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く、次項及び次条において同じ。）を加え、同条第二項中「第百六条第二項」を「第百七条第二項」に改める。

第百五條第二項第一号中「次条第一項第二号」を「第百七条第一項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一條第一項又は第二項の機関」と読み替へるものとする。

第百八十條を第百八十五條とする。

第百七十九條第一項第一号中「第百七十三條及び第百七十四條」を「第百七十八條及び第百七十九條」に改め、同項第二号中「第百七十七條」を「第百八十二條」に改め、同条を第百八十四條とする。

第百七十八條中「第百七十一條、第百七十二條及び第百七十四條から第百七十六條まで」を「第百七十六條、第百七十七條及び第百七十九條から第百八十一條まで」に改め、同条を第百八十三條とする。

第百七十七條第一号中「第百四十三條第一項」を「第百四十六條第一項」に改め、同条第二号中「第百五十條」を「第百五十三條」に改め、同条を第百八十二條とし、第百七十六條を第百八十一條とする。

第百七十五條中「第百七十一條」を「第百七十六條」に改め、同条を第百八十條とする。

第百七十四條中「第百七十九條第一項」を「第百八十四條第一項」に改め、同条を第百七十九條とする。

第百七十三條中「第百四十五條第二項」を「第百四十八條第二項」に改め、同条を第百七十八條とする。

第百七十二條中「第百四十條」を「第百四十三條」に改め、同条を第百七十七條とする。

第百七十一條中「第百十九條第三項」を「第百二十一條第三項」に改め、同条を第百七十六條とする。

第七章中第百七十條を第百七十五條とし、第百六十六條から第百六十九條までを五條ずつ繰り下げる。

第百六十五條中「第百四十七條第一項」を「第百五十條第一項」に改め、第六章第四節中同条を第百七十條とする。

第百六十四條を第百六十九條とし、第百六十三條を第百六十八條とし、第百六十二條を第百六十五條とし、同条の次に次の二條を加える。

(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め)

第百六十六條 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

(条例を定めたときの届出)

第百六十七條 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めるときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第五十一条 個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 審査請求(第百四條―第百六條)」を「第四款 審査請求(第百四條―第百七條)」に、「第百七條―第百二十一條」を「第百九條―第百二十三條」に、「第百二十二條―第百二十六條」を「第百二十四條―第百二十九條」に、「第百二十七條―第百四十二條」を「第百三十條―第百四十五條」に、「第百四十三條―第百四十九條」を「第百四十六條―第百五十二條」に、「第百五十條―第百五十二條」を「第百五十三條―第百五十五條」に、「第百五十三條―第百五十七條」を「第百五十六條―第百六十條」に、「第百五十八條―第百六十一條」を「第百六十一條―第百六十四條」に、「第百六十二條―第百六十五條」を「第百六十五條―第百七十條」に、「第百六十六條―第百七十條」を「第百七十一條―第百七十五條」に、「第百七十一條―第百八十條」を「第百七十六條―第百八十五條」に改める。

第二条第十一项第二号中「第七十八條第七号イ及びロ、第八十九條第三項から第五項まで、第十七條第三項から第五項まで並びに第百二十三條第二項」を「第七十八條第一項第七号イ及びロ、第八十九條第四項から第六項まで、第百十九條第五項から第七項まで並びに第百二十五條第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公共団体の機関(議会を除く。次章、第三章及び第六十九條第三項第三号を除き、以下同じ。)

第二条第十一项次の一号を加える。

四 地方独立行政法人(地方独立行政法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(子に係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六條第二項第四号、第六十三條、第七十八條第一項第七号イ及びロ、第八十九條第七項から第九項まで、第百十九條第八項から第十項まで並びに第百二十五條第二項において同じ。)

第四条中「国の機関」の下に、「地方公共団体の機関」を、「独立行政法人等」の下に、「地方独立行政法人」を加える。

第五条中「のつとり」の下に、「国の施策との整合性に配慮しつつ」を、「応じて」の下に「地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による」を加える。

第九条中「提供」の下に「地方公共団体又は」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

二 國は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第十二條の見出し中「地方公共団体等」を「地方公共団体の機関等」に改め、同条第一項中「保有する個人情報」の性質、当該個人情報保有を目的等を勘案し、その「機関が」に「ことに努めなければならぬ」を「ものとする」に改め、同条第二項中「その性格及び業務内容に於て」を削り、「ことに努めなければならぬ」を「ものとする」に改める。

第十八條第三項第一号中「法令」の下に「条例を含む。以下この章において同じ。」を加える。

第四十五條中「第百十四條第一項」を「第百十六條第一項」に改める。

第四十八條第二号及び第三号口中「第百五十二條第一項」を「第百五十五條第一項」に改める。

第五十條第一項中「第百五十二條第一項第五号」を「第百五十五條第一項第五号」に改める。

第五十八條第一項中「別表第二に掲げる法人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 別表第二に掲げる法人
- 二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(子に係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするもの

第五十八條第二項中「独立行政法人労働者健康安全管理機構が行う病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。第六十六條第二項第三号並びに第百二十三條第一項及び第三項において同じ。の運営の」を「次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 地方公共団体の機関 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院(次号において「病院」という。及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学の運営

二 独立行政法人労働者健康安全管理機構 病院の運営

第六十條第一項中「にあつては」を「及び地方独立行政法人にあつては」に改め、同項ただし書中「又は法人文書」を「法人文書」に改め、「をいう。」の下に「又は地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、圖画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員の組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの(行政機関情報公開法第二條第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。)をいう。」を加え、同条第三項中「含む」又は「を」を「含む。以下この項において同じ。」に、「含む」が「を含む。」又は

地方公共団体の情報公開条例(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。)に規定する不開示情報(行政機関情報公開法第五條に規定する不開示情報に相当するものをいう。が」に改め、同項第二号中「行政機関の長又は」を「行政機関の長」に、「に」を「」に改め、同項第三号中「行政機関情報公開法第三條又は」を「行政機関情報公開法第三條又は」に改め、同号口中「第二項又は」を「第二項」に、「の規定」を「又は情報公開条例の規定による」に改め、同項第一号又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。」の規定」に改め、同項第三号中「第百十四條第一項」を「第百十六條第一項」に改める。

第六十條に次の一項を加える。

5 この章において「条例型配個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に於て、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第六十一條第一項中「法令」の下に「条例を含む。第六十六條第二項第三号及び第四号、第六十九條第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。」を加える。

第六十三條中「第百六十九條」を「第百七十四條」に、「及び地方独立行政法人等」を「地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人」に改める。

第六十六條第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「独立行政法人労働者健康安全管理機構」を「第五十八條第二項各号に掲げる者」に、「病院の運営の」を「同項各号に定める」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「別表第二に掲げる法人」を「第五十八條第一項各号に掲げる者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四條第一項に規定する公の施設をいう。)

の管理の業務

第六十七條中「第百七十一條」を「第百七十六條」に改める。

第六十八條第二項第二号中「第七十八條各号」を「第七十八條第一項各号」に改める。

第六十九條第二項第三号中「地方公共団体」を「地方公共団体の機関」に改める。

第七十三條第一項中「第百二十六條」を「第百二十八條」に改める。

第七十五條に次の二項を加える。

第六十七條中「第百七十一條」を「第百七十六條」に改める。

第六十八條第二項第二号中「第七十八條各号」を「第七十八條第一項各号」に改める。

第六十九條第二項第三号中「地方公共団体」を「地方公共団体の機関」に改める。

第七十三條第一項中「第百二十六條」を「第百二十八條」に改める。

第七十五條に次の二項を加える。



参考

(抜粋)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第三十七号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四百八十六条の見出し中「交付請求」を「交付請求等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 弁済をする者は、前項の受取証券の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。

第九百八十四条に後段として次のように加える。

この場合においては、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押すことを要しない。

(抵当証券法の一部改正)

第二条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「記載シ申請人之二記名捺印スル」を「記載スル」に改める。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

第三条 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「署名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第五条第二項及び第六条中「記名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の第二項中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。

第二百六十条の十八第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)により表決をすることができる。

(農業協同組合法の一部改正)

第五条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四に次の二項を加える。

前項の組合員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。